



予定申告の経過措置について

令和元年10月1日以後に開始する事業年度では、法人県民税・事業税における税率の改正、特別法人事業税の創設が行われました。

そのため、予定申告における税額の計算方法が通常とは異なっています。

1 適用時期は？

令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度に係る予定申告

2 計算方法は？

<法人県民税（法人税割）>

（前事業年度の法人税割の税額 × 1.9（※1）） ÷ 前事業年度の月数

<法人事業税>

（前事業年度の法人事業税額（割ごとの額） ÷ 前事業年度の月数） × 6.3（※1）

<特別法人事業税>

（前事業年度の法人事業税の各割の合計税額（※2） ÷ 前事業年度の月数） × 2.3（※1）

※1：翌期以降の事業年度に係る予定申告では「6」となります。

※2：翌期以降の事業年度に係る予定申告では「特別法人事業税の税額」となります。

<計算例>

法人の前事業年度の月数：12月 資本金等の金額：1億2,000万円の場合

前事業年度の法人県民税（法人税割）が 159,900円の場合

・法人県民税（法人税割）の額……………159,900 × 1.9 ÷ 12 = 25,300円
・法人県民税（均等割）の額……………130,000 × 6 ÷ 12 = 65,000円
合計県民税額 90,300円

法人事業税額が 9,129,800円の場合

内訳……所得割（0円）、付加価値割（8,859,800円）、資本割（270,000円）

・法人事業税（所得割）の額…………… 0 ÷ 12 × 6.3 = 0円
・法人事業税（付加価値割）の額…… 8,859,800 ÷ 12 × 6.3 = 4,651,300円
・法人事業税（資本割）の額…………… 270,000 ÷ 12 × 6.3 = 141,700円
合計事業税額 4,793,000円
・特別法人事業税の額…………… 9,129,800 ÷ 12 × 2.3 = 1,749,800円

3 備考

令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度に係る特別法人事業税の予定申告税額は、前事業年度の法人事業税の各割の合計税額をもとに算出します。

そのため、前事業年度で欠損等により法人事業税所得割や収入割、地方法人特別税の税額がなくても、付加価値割や資本割等の税額がある場合は、予定申告において特別法人事業税の税額が発生します。